〔 令和４年８月１日 現在 〕

障害のある方への
福祉サービスの手引き

■　障害の種類と内容

区　　分	内　　容	手　　帳	法　　律
身体障害	視覚、聴覚、平衡機能、肢体不自由、音声・言語・そしゃく、心臓・腎臓などの内部障害 ・18 歳以上は身体障害者 ・18 歳未満は身体障害児	身体障害者手帳 １～６級 （障害程度は７級まで）	身体障害者福祉法
知的障害	知的な機能に障害があり、先天的なもので、ＩＱ（知能指数）がひとつの目安となる	療育手帳 Ａ（最重度・重度） Ｂ（中度・軽度）	知的障害者福祉法
精神障害	統合失調症、高次脳機能障害などの後天的なもの	精神障害者保健福祉手帳 １級・２級・３級	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （略称：精神保健福祉法）
難 病 等	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定める者による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （略称:障害者総合支援法）

田村市保健福祉部　社会福祉課

＜　目　　次　＞

・申請書等の押印は省略が可能です
・障害福祉サービス等の手続きにはマイナンバーが必要です

１　障害のある方の手帳など　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・障害の程度が変わったり、新たに障害が加わったとき
・手帳を破損・紛失した場合、写真の張り替えをしたいとき
・引越ししたとき、名前が変わったとき
・障害が手帳交付要件に該当しなくなったとき、障害のある人が亡くなったとき
・「障害者総合支援法」の対象となる疾病を 366 に拡大します

２　相談について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
・障害者・障害児等からの相談
・基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）
・児童発達支援センター
・来所相談・巡回相談会の実施

３　給付・助成・手当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
・重度心身障害者医療費の給付
・人工透析通院交通費助成
・衛生器材の給付
・治療材料の給付
・在宅重度心身障害者福祉手当
・特別児童扶養手当
・特別障害者手当・障害児福祉手当

４　自立支援医療費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
・自立支援医療（精神通院）
・自立支援医療（更生医療）
・自立支援医療（育成医療）

５　補装具費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
・補装具費の支給
・補装具の借受け
・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

6　障害福祉サービス等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
・障害児通所支援
・介護給付費・訓練等給付費・相談支援事業

7　地域生活支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
・日常生活用具給付等事業
・移動支援事業
・訪問入浴サービス事業
・意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣）
・手話奉仕員養成講座
・手話教室
・日中一時支援事業
・更生訓練費給付事業
・自動車運転免許取得費助成事業
・自動車改造費助成事業
・成年後見制度利用支援事業

8　税制上の優遇制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
・自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免
・所得税・住民税の控除

9　年　金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
・障害基礎年金
・障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）
・特別障害給付金
・傷病補償年金・傷病年金　（労働者災害補償保険）
・障害補償給付・障害給付　（労働者災害補償保険）
・介護補償給付・介護給付　（労働者災害補償保険）

１０　各種減免・割引など　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
・有料道路通行料金割引
・携帯電話割引
・ＮＨＫ放送受信料の免除
・タクシー運賃割引
・バス運賃割引
・ＪＲ旅客運賃割引
・国内航空運賃割引
・公共施設等の利用料等の減免

１１　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
・おもいやり駐車場利用制度
・ヘルプマーク
・電話リレーサービス
・緊急通報システム
・無料電話番号案内（ＮＴＴ104・ふれあい案内）
・生活福祉資金の貸付
・国際シンボルマーク
・身体障害者標識（身体障害者マーク）
・聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）
・身体障害者補助犬（ほじょ犬マーク）

● ● ● 申請書等の押印は省略が可能です ● ● ●

令和3年4月から、田村市規則で定める申請書等の様式のうち、押印すべき者が自書する場合、押印を省略することができるようになりました。なお、氏名を印字、スタンプ等で記したものについては押印が必要です。

● ● ● 障害福祉サービス等の手続きにはマイナンバーが必要です ● ● ●

平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の 3 分野の行政手続でマイナンバーの利用が始まったことに伴い、障害福祉に関するサービス等においても主に以下の手続きで申請書等にマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申請書等を提出する際には、本人確認も必要です。マイナンバーのわかるもの（個人番号カード・通知カード等）と、本人確認書類をご持参ください。

マイナンバーの記載が必要な主な手続き

① 身体障害者手帳
② 精神障害者保健福祉手帳
③ 重度心身障害者医療費
④ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当
⑤ 自立支援医療（精神通院医療、育成医療、更生医療）
⑥ 障害福祉サービス等（障害児通所・介護給付費・訓練等給付費・相談支援事業など）
⑦ 補装具
⑧ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児（入所･通所）給付費

【申請に必要なもの】

●ご本人が申請する場合

・マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど
・本人確認書類（顔写真つき証明書は 1 点、それ以外は 2 点必要です）
　顔写真つき証明書の例：個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

●代理人が申請するとき

・代理権が確認できるもの※
・代理人の身元が確認できるもの
・申請者本人の「個人番号カードまたはその両面の写し」、「通知カードまたはその写し」、「個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し」のうち、いずれか 1 点

※本人に代わり、記入済の申請書を窓口に提出するだけの場合は、代理人申請にはあたりませんので、上記の書類等は不要です。その場合は、「●ご本人が申請する場合」と同様の書類のコピーを添付してください。

※「代理権が確認できるもの」は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類をいい、任意代理人の場合は、委任状または申請者本人の医療保険被保険者証、介護保険被保険者証などをいいます。

1　障害のある方の手帳など

身体障害者手帳

申請：社会福祉課・行政局市民係

身体に障害のある方が、さまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度に応じ１級から６級までの手帳があります。

【対象障害名および等級表】

障害名	等級表						
	1	2	3	4	5	6	7
視覚障害	●	●	●	●	●	●	
聴覚障害・平衡機能障害		●	●	●	●	●	
音声・言語・そしゃく機能障害			●	●			
肢体不自由	●	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害	●		●	●			
じん臓機能障害	●		●	●			
呼吸器機能障害	●		●	●			
直腸・ぼうこう機能障害	●		●	●			
小腸機能障害	●		●	●			
肝臓機能障害	●	●	●	●			
免疫機能障害	●	●	●	●			

（注）７級に該当する障害には、２つ以上重複する場合でなければ手帳は交付されません。

【申請に必要なもの】

① 申請書

② 指定医師の診断書

・診断書は、障害の種類ごとに分かれています。

・診断書を作成できる医師は、障害の種類により決まっています。

・障害認定は障害が固定した時期からとなります。固定時期は個々の症例により異なります。

③ 写真　１枚（たて４㎝×よこ３㎝、脱帽、正面、１年以内に撮影したもの）

※写真用紙以外に印刷したものは使用できません。

④ 印鑑

⑤ マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど

⑥ 本人確認書類

療育手帳　　申請：社会福祉課・行政局市民係

知的機能に障害のある方に一貫した支援、相談を行うとともに、国・県・市町村などの援護を受けやすくすることを目的としています。

【対象者】

18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は福島県障がい者総合福祉センターにおいて知的障害と判定された方。

【知的障害者の障害等級表】

障害等級	内　　容
重度 A	【18歳未満の者】 (1)　知能指数がおおむね35以下であり、社会生活への適応が著しく困難であるか、または監護を必要とする、日常生活において常時介護を要する程度のもの (2)　盲もしくはろうあまたは肢体不自由を有するものであって、知能指数がおおむね50以下の知的障害児
	【18歳以上の者】 知能指数がおおむね35以下（盲もしくはろうあまたは肢体不自由を有するものについては50以下）であり、日常生活において常時介護を要する程度のもの
その他 B	上記の障害程度に該当するもの以外で、知的障害と判定されたもの

下記に該当する場合は指定医師の診断書および認定通知書の写しが必要です。

〇18 歳未満で特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受給している場合は、認定の際に使用した１年以内の診断書および認定通知書の写し（認定通知書は受給決定を受けている場合のみ）

〇18 歳以上で下表に該当する場合は、診断書および通知書等の写し

〇診断書等がない場合は、判定機関が実施する相談判定会による判定が必要です。

特別児童扶養手当 障害児福祉手当 障害基礎年金 特別障害者手当 のいずれかを受けている方	程度確認申請の場合のみ	
	精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている方	障害支援区分認定 を受けている方
□１年以内の診断書の写し □認定通知書の写し	□１年以内の診断書の写し □精神障害者保健福祉手帳の写し	□１年以内の医師意見書の写し □認定通知書の写し

【その他 申請に必要なもの】

① 申請書

② 写真　１枚（たて４㎝×よこ３㎝、脱帽、正面、１年以内に撮影したもの）

精神障害者保健福祉手帳　　申請：社会福祉課・行政局市民係

精神に障害のある方が、一定の精神障害の状態にあることを認定する手帳で、障害の程度により１級から３級があります。

【対象者】

精神疾患を有する方（てんかんを含む）のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活、または社会生活への制限のある方

【精神障害者の障害等級表】

障害等級	内　　容
１級	精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
２級	精神障害により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
３級	精神障害により日常生活もしくは社会生活が制限を受けるかまたは日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

【申請に必要なもの】

① 申請書

② 指定医師の診断書、または精神障害による障害年金証書の写し

・診断書は、初診年月日から６か月以上経過してからになります。

・障害年金証書の写しの場合は、同意書の提出が必要となります。

③ 写真　１枚（たて４㎝×よこ３㎝、脱帽、正面、１年以内に撮影したもの）

④ マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど

⑤ 本人確認書類

【手帳の更新】

手帳の有効期間は２年間です。引き続き手帳の交付が必要な場合は、更新手続（有効期限の３か月前から申請が可能）が必要です。自立支援医療（精神通院医療）との同時申請ができます。

障害の程度が変わったり、新たに障害が加わったとき

申請：社会福祉課・行政局市民係

障害の種類や程度が変わった場合は、手帳の再交付申請が必要です。再交付後は古い手帳を申請窓口へ返還してください。

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳とも、申請時と同様の手続きが必要です。

手帳を破損・紛失した場合、写真の貼り替えをしたいとき

申請：社会福祉課・行政局市民係

手帳を破損したり、なくしたり、または写真を貼り替えたい場合は手帳の再交付申請が必要です。再交付後は古い手帳を申請窓口へ返還してください。

【申請に必要なもの】

① 届出書

② 写真　１枚（たて４㎝×よこ３㎝、脱帽、正面、１年以内に撮影したもの）

③ 手帳（紛失の場合は、手帳を発見したときに返還してください）

④ 印鑑

⑤ マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど

⑥ 本人確認書類

引っ越ししたとき、名前が変わったとき

申請：社会福祉課・行政局市民係

所持している手帳は転居しても有効ですが、居住地変更等の届出をしていないと福祉サービスが受けられなくなりますので、必ず手続きをしてください。

【届出に必要なもの】

①届出書　②手帳　③印鑑

④マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど　⑤本人確認書類

障害が手帳交付要件に該当しなくなったとき、障害のある人が亡くなったとき

申請：社会福祉課・行政局市民係

手帳の交付要件に該当しなくなったときや、亡くなったときは、手帳の返還手続きが必要となります。亡くなったときは、親族の方が届出をしてください。

【手続きに必要なもの】

①届出書　②手帳　③印鑑

④マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど

「障害者総合支援法」の対象となる疾病を366に拡大します

申請：社会福祉課・行政局市民係

令和3年11月から「障害福祉サービス等※」の対象となる疾病が、361から366へ拡大されました。

対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

対象となる疾病一覧は別途配布しています。

【手続きに必要なもの】

①申請書　②診断書または特定疾患医療受給者証等　③印鑑

④マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど　⑤本人確認書類

【対象外となった疾病について】

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

劇症肝炎、重症急性膵炎

② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

肝外門脈閉塞症、肝内結石症、偽性低アルドステロン症、ギラン・バレ症候群

グルココルチコイド抵抗症、原発性アルドステロン症、硬化性萎縮性苔癬

好酸球性筋膜炎、視神経症、神経性過食症、神経性食欲不振症、先天性QT延長症候群

TSH受容体異常症、特発性血栓症、フィッシャー症候群、メニエール病

③ 令和元年7月1日以降に対象外となった疾病

正常圧水頭症

④ 令和3年11月1日以降に対象となった疾病

家族性低βリポタンパク血症1、自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症、進行性家族性肝内胆汁うっ滞症、ネフロン癆、脳クレアチン欠乏症候群、ホモシスチン尿症

これらの疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、すでに障害福祉サービス等の支給決定等を受けたことがある方は引き続きご利用できます。

※障害児通所・介護給付費・訓練等給付費・相談支援事業・補装具及び地域生活支援事業

2　相談について

障害者・障害児等からの相談

申請：社会福祉課・行政局市民係

障害者、障害児とそのご家族が安心して生活ができるよう、専門的知識、経験を有する相談支援専門員が日常生活に関することや各種福祉制度の利用など相談に応じて情報提供やアドバイスを行っています。お気軽にご相談ください。

相談方法	電話、ＦＡＸ、Ｅメールまたは来所による相談			
対応日時	月曜日～金曜日　午前９時～午後５時 （祝日及び１２月２９日～１月３日を除く）			
連絡先	事業所名	田村市指定相談支援事業所		
	運営者	社会福祉法人　田村市社会福祉協議会		
	住所	田村市大越町上大越字古川９７		
	電話	６８－３７７７	ＦＡＸ	６８－３８８８
	Ｅメール	soudan.houmon@tamuranet.ne.jp		
	事業所名	相談支援田村事業所		
	運営者	社会福祉法人　福島県福祉事業協会		
	住所	田村市船引町北鹿又字沼ノ下 121-190		
	電話	６１－５０７１	ＦＡＸ	６１－５０７２
	Ｅメール	shientamura-r@ffk.jp		

基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）

基幹相談支援センターでは、成年後見制度の普及・利用促進を行うとともに、障害者の虐待に関する相談・連絡・通報に応じます。

相談方法	電話、ＦＡＸ、Ｅメールまたは来所による相談	
対応日時	月曜日～金曜日　午前９時～午後５時 （祝日及び１２月２９日～１月３日を除く） ※虐待の通報・相談は、２４時間対応しています。 上記以外の時間は、休日・夜間の受付番号にお電話ください。 ※休日・夜間のＦＡＸ、Ｅメールの場合は、内容確認が翌営業日となります。	
連絡先	事業所名	田村地方基幹相談支援センター
	運営者	社会福祉法人　福島県福祉事業協会
	住所	田村市船引町北鹿又字沼ノ下 121-190
	電話	６１－５０５６（日中） 080-5564-3213/080-5167-5707（休日・夜間）
	ＦＡＸ	６１－５０７２
	Ｅメール	tamurakikan-01@ffk.jp

児童発達支援センター

児童発達支援センターでは、心身の発達が気になる子どもを対象として療育・支援を行うとともに、家族からの相談・連絡に応じます。

相談方法	電話、ＦＡＸまたは来所による相談	
対応日時	月曜日～金曜日　午前９時～午後６時 （祝日及び１２月２９日～１月３日を除く） ※休日・夜間のＦＡＸの場合は、内容確認が翌営業日となります。	
連絡先	事業所名	たむら地方児童発達支援センター
	運営者	社会福祉法人　福島県福祉事業協会
	住所	田村市船引町北鹿又字沼ノ下 121-190
	電話	７３－８０５６ もしくは 080-5843-8136
	ＦＡＸ	８２－０７７７
	Ｅメール	tamura-jihatsu@ffk.jp

来所相談・巡回相談会の実施

相談窓口：社会福祉課・行政局市民係

身体・知的障害者の更生援護にかかる一般的な相談窓口は、社会福祉課または行政局市民係となっておりますが、特に専門的知識および技術を必要とする場合は、福島県障がい者総合福祉センターが相談会を実施しております。

相談会に参加される場合は、事前に社会福祉課または行政局市民係へご相談ください。

１　来所相談会

福島市にある福島県障がい者総合福祉センターにおいて相談に応じます。

２　巡回相談会

福島県障がい者総合福祉センターが、県内を巡回して相談に応じます。日程等については、相談窓口へお問い合わせください。

3 給付・助成・手当

重度心身障害者医療費の給付

申請：社会福祉課・行政局市民係

重度の障害のある方が病気やケガで治療を受けたとき、医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。

医療費の給付を受けるためには、登録申請によりあらかじめ受給資格の認定が必要です。

【対象者】

・身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている方
・身体障害者手帳の等級が内部障害により３級の交付を受けている方
・療育手帳Ａの交付を受けている方
・療育手帳Ｂと身体障害者手帳の交付を受けている方
・精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方
・精神障害者保健福祉手帳２級または３級の交付を受けている方で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

【給付制限】

① 本人および配偶者または生計を主とする者の前年の所得が一定の額を超える場合
② 生活保護法による被保護者
③ 65歳以上の方で、後期高齢者医療広域連合の認定資格のある方で認定を受けていない方については、総医療費の１割までが給付対象です。

【登録申請に必要なもの】

①申請書　②障害者手帳　③健康保険証　④本人名義の通帳　⑤印鑑
⑥前年の所得課税証明書（市外から転入した方が対象）

【助成の開始時期】

受給者証の交付を受けた方は、申請した月の翌月診療分から給付該当となります。

【助成までの流れ】※令和４年8月１日から一部変更となっております。

●受給者証に「現物」と記載のある方

① 医療機関を受診する際、健康保険証と受給者証を提示します。
② 医療費（保険診療分）の窓口負担はありません。

※現物給付（窓口負担無し）の対象外

・福島県外の医療機関を受診した場合
・受給者証を忘れた（医療機関の窓口で提示しなかった）場合
・受給者証の右上に「償還」を書かれている場合
・柔道整復（接骨院等での治療）を受けた場合
・医師の同意を得て、はり、きゅう、あんま、マッサージを受けた場合
・国保組合に加入されている方で、医療費が一定額を超えた場合

●受給者証に「償還」と記載のある方

① 医療機関受診後、保険診療分の自己負担額を支払います。

② 診療月の翌月以降に医療機関窓口へ給付申請書を提出し、自己負担額の支払い証明を受けてください。

③ 給付申請書に必要事項を記入し、市の窓口へ提出してください。

④ 申請内容の審査後に、指定の金融機関口座に振り込まれます。

【助成の対象とならない医療費等】

・保険外診療分（予防接種や入院時の食事療養費、室料差額など）

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、精神疾患により入院した場合の入院費

【受給者証の更新】

毎年8月1日を基準日として、受給者および配偶者、扶養義務者の前年の所得を確認して、受給者証を更新します。

人工透析通院交通費助成

申請：社会福祉課・行政局市民係

じん臓機能障害者が人工透析のため、医療機関への通院に要する交通費の一部を補助します。助成を受けるためには、登録申請によりあらかじめ受給資格の認定が必要となります。

【対象者】

市内に住所を有する、じん臓機能障害者

【助成額】通院に要した交通費（月額上限額30,000円）から4,000円を差し引いた額

【支給制限】

① 本人および配偶者または生計を主とする者の前年の所得が一定の額を超える場合

② 生活保護法による被保護者

③ 通院交通費の月額が4,000円以下の場合

④ 通院区間の距離が1.5ｋｍ未満のとき

【登録申請に必要なもの】

①申請書　②通院証明書（指定の様式）③申立書　④本人名義の通帳　⑤印鑑

【助成方法】

毎年３月・６月・９月・12 月に通院交通費補助金請求書により、それぞれの前月までの分を支給します。

衛生器材の給付

申請：社会福祉課・行政局市民係

在宅する人工肛門・人工ぼうこう造設者であって身体障害者手帳の取得ができない方に、ストーマ用装具などを給付します。給付を受けるためには登録申請によりあらかじめ受給資格の認定が必要となります。また、年１回受給資格の確認を受ける必要があります。

【対象者】

身体障害者手帳を持っていない在宅の人工肛門、人工ぼうこうを造設した方

【給付品目】

ストーマ装具、ベルト、入浴パック、皮膚保護用パック、リング、腹巻、医療用ソフトシーツ伸縮性バンソーコー、消毒液、消毒綿、洗浄液パック、採尿パック、両面粘着シート、脱臭剤、ガーゼ、油紙

【給付額】

月額　5,000円以内

【給付の開始時期】

受給者証の交付を受けた方は、申請した月の翌月分から給付券を交付します。

【登録申請に必要なもの】

①申請書　②人工肛門・人工ぼうこうを造設した旨の医師の証明書（任意の様式）③印鑑

治療材料の給付

申請：社会福祉課・行政局市民係

在宅の重度障害がある方で、じょくそう（床ずれ）などのある方に治療材料を給付します。給付を受けるためには登録申請により、あらかじめ受給資格の認定が必要となります。

また、年１回受給資格の確認を受ける必要があります。

【対象者】

在宅の身体障害者手帳を所持している65歳未満の方で、下記の全てに該当する方

・下肢・体幹機能障害による身体障害者手帳１級または２級を所持している方

・知覚障害、ぼうこう・直腸機能障害、運動機能障害のいずれかの障害の方

・じょくそう（床ずれ）・尿路感染症・ぼうこう炎・排せつ障害のいずれかのある方

【給付品目】

両面バンソーコー、消毒液、脱脂綿、油紙、ネル、ゴム手袋、バンソーコー、ガーゼ、綿球、ピンセット、安楽尿器、バット、浣腸液、紙おむつ、おむつカバー、円座、医療用ソフトシーツ、清拭剤

【給付額】　月額　4,000円以内

【給付の開始時期】

受給者証の交付を受けた方は、申請した月の翌月分から給付券を交付します。

【登録申請に必要なもの】

①申請書　②身体障害者手帳　③印鑑

在宅重度心身障害者福祉手当

申請：社会福祉課・行政局市民係

在宅の重度心身障害者の方に、福祉手当が支給されます。

【支給対象者】市内に在宅の、下記のいずれかに該当する方

・身体障害者手帳１級または２級の方
・療育手帳Ａの方
・精神障害者保健福祉手帳１級の方

【支給要件】

・12月１日時点で６か月以上市内に在住していること
・各種の福祉施設に入所していないこと
・病院等に６か月以上入院していないこと

【手当額】 年額　10,000円

【支給方法】

支給対象者の方へ申請書を送付します。
支給要件確認後、１２月に支給します。

【申請に必要なもの】

① 申請書　②本人名義の通帳　③印鑑

特別児童扶養手当

申請：社会福祉課・行政局市民係

身体または精神に障害のある児童を監護または養育している方に支給されます。給付を受けるには、あらかじめ受給資格の認定が必要となります。

また、年１回、受給資格の審査を受けるため、毎年８月12日から９月11日までの間に所得状況届を提出することが義務付けられています。

【対象者】

身体または精神に中度または重度の障害（政令別表第３に該当）を有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方

※次のような場合は手当は支給されません
（1）手当を受けようとする方、対象となる児童が日本に住所を有しない場合
（2）児童が障害児入所施設などの施設に入所している場合
（3）児童が障害を理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合

【手当請求に必要なもの】

① 特別児童扶養手当認定請求書
② 請求者と対象児童の戸籍謄本（田村市本籍の場合無料で発行できるため、市民課で申し出てください）
③ 所定の診断書（作成日は申請日より２か月以内のもの。判定年月日は、診断書の作成年月日から１年以内のもの。）
④ 特別児童扶養手当振込先口座申出書
⑤ 請求者名義の預金通帳
⑥ 個人番号通知又は個人番号カード（申請者・配偶者・児童・扶養義務者）
⑦ 所得証明書（申請する年の１月１日現在、田村市に住所がなかった方は前住所地の所得証明が必要です。申請が１月から６月中の請求の場合は、前々年度分の所得証明が必要になります。）

※戸籍謄本等の証明書は、請求日より１か月以内のものになります。

【手当の支払い】

福島県知事より認定されると、請求した月の翌月から手当が支給されます。

支払いは、年３回、４ヶ月分の手当が指定の金融機関の口座に振り込まれます。

支給日	支給対象月	備考
11月11日	８月～11月	支給日が金融機関の休日等の場合は、その日前でその日に最も近い休日等でない日となります。
４月11日	12月～３月	
８月11日	４月～７月	

【手当の額】※令和４年４月現在

・１級該当児童１人につき月額　52,400円
・２級該当児童１人につき月額　34,900円

【支給制限】

受給資格者本人およびその生計を同じくする扶養義務者等の所得が所定の限度額以上ある場合は、その年度（８月から翌年の７月まで）は、手当の支給が停止されます。

【障害の種類と程度】（政令　別表第３）

１級	２級
１　両眼の視力の和が 0.04 以下のもの ２　両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ３　両上肢の機能に著しい障害を有するもの ４　両上肢のすべての指を欠くもの ５　両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ６　両下肢の機能に著しい障害を有するもの ７　両下肢を足関節以上で欠くもの ８　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ９　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11　身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	１　両眼の視力の和が 0.08 以下のもの ２　両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの ３　平衡機能に著しい障害を有するもの ４　咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの ５　音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ６　両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ７　両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ８　１上肢の機能に著しい障害を有するもの ９　１上肢のすべての指を欠くもの 10 １上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11　両下肢のすべての指を欠くもの 12　１下肢の機能に著しい障害を有するもの 13　１下肢を足関節以上で欠くもの 14　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

特別障害者手当・障害児福祉手当

申請：社会福祉課・行政局市民係

身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする最重度の障害のある方に対し、負担の軽減を図るために支給されます。受給にあたっては、申請により受給資格の認定を受けなければなりません。また、資格喪失した方が再度認定を受ける場合は、申請が必要です。

１月、４月、７月、10月に在宅の確認を行います。また年に１回現況届による受給資格の確認を行います。

１　特別障害者手当

【支給対象者】

在宅で20歳以上の、身体または精神が重度の障害状態にあるため常時特別の介護を必要とする状態にある方

【支給要件】
・施設に入所していないこと
・病院などに継続して３か月以上入院していないこと
・障害のある方本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が基準額を超えていないこと

【手当額および支給月】※令和3年4月現在
月額　27,300円を、２月・５月・８月・11月に支給

【申請に必要なもの】
① 認定請求書　②診断書　③同意書　④所得状況届　⑤障害者手帳（所持している場合）
⑥年金証書の写し（年金の額がわかるもの）⑦本人名義の通帳　⑧印鑑
⑨マイナンバーがわかるもの…通知カード、個人番号カードなど　⑩本人確認書類

２　障害児福祉手当

【支給対象者】
在宅で20歳未満の、身体または精神が重度の障害状態にあるため常時特別の介護を必要とする状態にある方

【支給要件】
・児童が施設に入所していないこと
・障害のある方本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が基準額を超えていないこと
・児童が障害を理由とする年金を受給していないこと

【手当額および支給月】※令和3年4月現在
月額　14,850円を、２月・５月・８月・11月に支給

【申請に必要なもの】
①認定請求書　②診断書　③同意書　④所得状況届　⑤身体障害者手帳または療育手帳
⑥対象児童名義の通帳　⑦印鑑
⑧マイナンバーがわかるもの…通知カード、個人番号カードなど　⑨本人確認書類

【その他】
特別児童扶養手当との併給ができます。

4　自立支援医療費

自立支援医療（精神通院）　申請：社会福祉課・行政局市民係

精神の疾患により継続的に通院による医療が必要な場合に医療費が給付されます。

ご利用にあたっては、事前に申請し医療の必要性の認定を受けることが必要です。認定された方には「自立支援医療受給者証」を交付しますので、指定医療機関に提示することにより医療が受けられます。

【対象者】

統合失調症などの精神疾患を有する方で通院による精神医療を継続的に必要とする方（医療機関にご相談ください）。精神障害者保健福祉手帳の所持は必要としません。

【費用負担】

自己負担額は 原則１割ですが、所得に応じた負担上限額が設けられています。

市民税の課税世帯の方で、「重度かつ継続」（継続的に相当額の医療費負担が発生する場合）と診断された方は、別に負担上限額が設けられています。

【「重度かつ継続」の範囲について】

①疾病、症状等から対象となる方

・総合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん など

・精神医療に一定以上の経験を有する医師に診断されたと認定を受けた方

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

・医療保険の多数該当の方

【有効期間】

１年間（有効期限の３か月前から継続の手続きができます）

【申請に必要なもの】

①申請書　②診断書　③同意書　④保険証

⑤マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど

・国民健康保険加入者…加入されている家族全員分

・国民健康保険以外（健康保険組合、協会けんぽ等）…受診者と被保険者（被用者本人）分

⑥本人確認書類

自立支援医療（更生医療）　申請：社会福祉課・行政局市民係

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、手術などにより障害が改善、または機能の維持が保たれる見込みのある場合に医療費が給付されます。

治療開始前に申請が必要です。福島県障がい者総合福祉センターの判定が必要となります。

【対象者】

18歳以上の身体障害者手帳を所持している方

【対象となる障害と標準的な治療の例】

① 視覚障害　… 角膜移植術、網膜剥離手術、水晶体摘出手術、虹彩切除術
② 聴覚障害　… 形成術、き孔閉鎖術 等
③ 言語障害　… 形成術 等
④ 肢体不自由　… 形成術、人工関節置換術 等
⑤ 心臓機能障害 … ペースメーカー埋込み術､弁口・心室心房中隔に対する手術
⑥ 腎臓機能障害 … 人工透析療法､腎臓移植術 等
⑦ 肝臓機能障害 … 肝臓移植術 等
⑧ 小腸機能障害 … 中心静脈栄養法
⑨ 免疫機能障害 … 抗ＨＩＶ療法 等

【費用負担】

自己負担額は 原則１割ですが、所得に応じた負担上限額が設けられています。

市民税の課税世帯の方で、「重度かつ継続」（継続的に相当額の医療費負担が発生する場合）と診断された方は、別に負担上限額が設けられています。

【「重度かつ継続」の範囲について】

① 疾病、症状等から対象となる方
・腎臓機能障害
・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限られます）
・小腸機能障害
・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限られます）
・免疫機能の障害
② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
・医療保険の多数該当の方

【申請に必要なもの】

①申請書　②医師の意見書（指定の様式）③同意書　④身体障害者手帳（所持者のみ）
⑤健康保険証　⑥印鑑
⑦マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど
・国民健康保険加入者…加入されている家族全員分
・国民健康保険以外（健康保険組合、協会けんぽ等）…受診者と被保険者（被用者本人）分
⑧本人確認書類

自立支援医療（育成医療）　申請：社会福祉課・行政局市民係

18歳未満の児童で、疾患などにより将来において障害を残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合に医療費が給付されます。

治療開始前に申請が必要です。福島県児童家庭課の判定が必要となる場合があります。

【対象者】

18歳未満の身体に障害や病気を持ちそれを放置することで将来障害が残ると認められる児童に対し、手術等により障害が軽減されるなど確実な効果が期待される場合に給付されます。

【対象となる障害と具体的な治療の例】

① 視覚障害　… 白内障、先天性緑内障等
② 聴覚障害　… 先天性耳奇形→形成術等
③ 言語障害　… 口蓋裂等→形成術
　唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者→歯科矯正等
④ 肢体不自由　… 先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術、関節置換術、および義肢装着のための切断端形成術等
⑤ 心臓機能障害 …　ペースメーカー埋込み術､弁口・心室心房中隔に対する手術等
⑥ 腎臓機能障害 … 人工透析療法､腎臓移植術 等
⑦ 肝臓機能障害 … 肝臓移植術 等
⑧ 小腸機能障害 … 中心静脈栄養法
⑨ 免疫機能障害 … 抗ＨＩＶ療法 等

【費用負担】

自己負担額は 原則１割ですが、所得に応じた負担上限額が設けられています。

市民税の課税世帯の方で、「重度かつ継続」（継続的に相当額の医療費負担が発生する場合）と診断された方は、別に負担上限額が設けられています。

【「重度かつ継続」の範囲について】

① 疾病、症状等から対象となる方
・腎臓機能障害
・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限られます）
・小腸機能障害
・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限られます）
・免疫機能の障害
② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
・医療保険の多数該当の方

【申請に必要なもの】

①申請書　②医師の意見書（指定の様式）③同意書　④身体障害者手帳（所持者のみ）
⑤健康保険証　⑥印鑑
⑦マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど
　・国民健康保険加入者…加入されている家族全員分
　・国民健康保険以外（健康保険組合、協会けんぽ等）…受診者と被保険者（被用者本人）分
⑧本人確認書類

5　補装具費

補装具費の支給

申請：社会福祉課・行政局市民係

身体上の障害を補うため、障害の内容及び程度に応じ補装具の購入、修理費の支給が受けられます。利用にあたっては、補装具を購入する前に申請が必要です。

【対象者】

身体障害者手帳を所持する方、障害者総合支援法による難病等の方(366疾病)

【補装具の種類】

肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具(上肢・体幹・下肢・靴型)、座位保持装置、 車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(一本つえを除く) (１８歳未満の方のみ) 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(遮光・矯正・コンタクトレンズ・弱視)
聴覚	補聴器(ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導式)
肢体不自由及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

※ 車椅子で囲んだ補装具は介護保険での貸与が優先されますので、担当ケアマネージャー又は包括支援センターへご相談ください。

【要否判定】

はじめての申請や再交付を希望する場合、判定(相談会出席又は医師の意見書)の提出が必要な種目があります。

県の判定が必要な補装具		県の判定が不要な補装具(市で判定)	
必ず相談会出席	相談会出席または 医師の意見書により判定	医師の意見書 により判定	申請書で判定
●骨格構造義肢 ●電動車椅子 ●重度障害者用意思伝達装置	●殻構造義肢 ●装具(上肢・体幹・下肢・靴型) ●座位保持装置 ●車椅子(オーダーメイド) ●補聴器	●車椅子（手押し型以外(既製品)) ●歩行器 ●義眼 ●眼鏡	●車椅子(手押し型(既製品)) ●歩行補助つえ ●視覚障害者安全つえ

【費用負担】

自己負担額は原則１割ですが、所得に応じ負担上限額が設けられています。

※本人又は配偶者(１８歳未満：世帯員)のうち、市民税所得割額が４６万円以上の場合は、支給対象外です。

【申請に必要なもの】

①申請書　②医師意見書（判定を要する場合）③見積書　④身体障害者手帳または難病等の疾患に罹患していることが分かる証明書(特定医療費受給者証又は診断書等)　⑤印鑑
⑥マイナンバーを確認できる書類…個人番号カード、通知カードなど　⑦本人確認書類

注意事項

損害賠償制度や業務災害保障制度、社会保険制度等、障害者総合支援法に優先される制度がありますので、事前にご確認ください。

補装具の借受け

申請：社会福祉課・行政局市民係

補装具費の支給については、原則「購入」としておりますが、障害のある方の利便に照らして借受けが必要と考えられる場合に限り、借受けの対象になります。

【借受け制度の対象と要件】

成長への対応	歩行器、座位保持椅子（児童のみ）
	座位保持装置の完成用部品（構造フレームのみ）
障害の進行への対応	重度障害者用意思伝達装置（本体のみ）
購入に先立つ比例検討	座位保持装置の完成用部品（すべて）
	義肢の完成用部品
	装具の完成用部品

【借受けの期間】

１つの部品に係る借受けについて、交換までの期間は、最長１年が原則となります。必要があれば、概ね１年毎に再度判定を行うことにより、最長３年程度とすることが可能です。

【具体的な場面】

① 成長への対応

使用者が、成長・発達段階にあり、体格の変化等により当該補装具が短期間で更新する必要があると想定される場合

② 障害の進行への対応

障害が進行することが予測され、当該補装具が短期間で使用困難または不能となり、新たな機種の準備が必要と想定される場合

③ 購入に先立つ比例検討

複数の部品の選択において、ベストな選択がどれなのか迷いがある場合、適切な部品を決定するにあたり、複数の部品を使用した上で決定する場合

【申請に必要なもの】

①申請書　②医師意見書（判定を要する場合）③見積書　④身体障害者手帳または難病等の疾患に罹患していることが分かる証明書(特定医療費受給者証又は診断書等)　⑤印鑑

⑥マイナンバーを確認できる書類…個人番号カード、通知カードなど　⑦本人確認書類

注意事項

・補完的な役割をするのが借受けであり、購入が原則になります。

・デモ機などは該当しません。（高額な電動車椅子、高額な膝継手など）

・借受けといえども、実際に日常生活、職場等で使用することが前提となります。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業　　申請：社会福祉課・行政局市民係

難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入等に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

・助成申請の時点において対象児童が１８歳未満の方
・田村市に居住している方
・両耳の聴力レベルが３０ｄＢ以上７０ｄＢ未満で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
　※３０ｄＢ未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象とする。
・補聴器を装用することにより言語習得等一定の効果が期待できる旨の医師の判断を受けた方

【補聴器の種類】

<table>
<tr><th>補聴器の種類</th><th>１台（片耳）
当たりの基準額</th><th>基準額に含まれるもの</th><th>耐用年数</th></tr>
<tr><td>ポケット型（軽度・中等度難聴用）</td><td rowspan="8">150,000円</td><td rowspan="3">①補聴器本体（電池含む）
②イヤモールド</td><td rowspan="8">５年</td></tr>
<tr><td>耳かけ型（軽度・中等度難聴用）</td></tr>
<tr><td>耳あな型（既製品）</td></tr>
<tr><td>耳あな型（オーダーメイド）</td><td>補聴器本体（電池含む）</td></tr>
<tr><td>骨導式ポケット型</td><td>①補聴器本体（電池含む）
②骨導レシーバー
③ヘッドバンド</td></tr>
<tr><td>骨導式眼鏡型</td><td>①補聴器本体（電池含む）
②平面レンズ</td></tr>
<tr><td>耳かけ型ＦＭ型</td><td></td></tr>
<tr><td>補聴器の修理</td><td colspan="3">補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に規定する基準額</td></tr>
</table>

【申請に必要なもの】

①申請書　②医師意見書　③見積書　④印鑑　⑤本人確認書類

注意事項

他の法令等に基づき補聴器購入等の助成を受けることができる場合は対象になりません。

6 障害福祉サービス等

障害児通所支援

申請：社会福祉課・行政局市民係

療育の必要な児童に対し、身近な療育の場として「障害児通所」があります。個々の障害のある方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ個別に支給決定が行われます。

【障害児通所支援】

児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行ないます。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害を持ち外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、生活能力の向上に必要な訓練その他必要な支援を行います。

【費用負担】

自己負担額は 原則１割ですが、所得に応じ負担上限額が設けられています。

※満3歳になった年度の翌年度の4月１日から小学校就学まで無償化

【申請に必要なもの】

①申請書　②世帯状況・収入等申告書　③同意書

④マイナンバーがわかるもの…個人番号カード、通知カードなど　⑤本人確認書類

※利用要件の確認

次のいずれかにて、利用要件を確認します。

・障害を有している診断書もしくは障害が想定され支援の必要性がわかる医師の意見書等

・障害者手帳

・特別児童扶養手当証書

介護給付費・訓練等給付費・相談支援事業　　申請：社会福祉課・行政局市民係

介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」があります。個々の障害のある方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ個別に支給決定が行われます。

【障害福祉サービスの種類】

介護給付費	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	入所施設やグループホーム等を利用していた方で、一人暮らしを希望する方に定期的に訪問や助言、医療機関との連絡調整を行います。
訓練等給付費	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型：雇用型 B型：非雇用型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助	日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応を行います。食事、入浴、排泄等の介護サービスは包括型と外部委託型があります。
	就労定着支援	就労移行支援を利用して事業所に雇用された方に対し、引き続き就労の継続を図るため、企業や医療機関との調整や、就労に伴い生じた生活面の問題に対して、支援を行います。

相談支援事業	計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともにサービス等利用計画の作成を行います。
		継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
	地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
		地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
	障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
		継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【費用負担】

自己負担額は 原則１割ですが、所得に応じ負担上限額が設けられています（施設入所者の食費などの実費負担についても軽減措置があります）。

【支給決定までの流れ】

① 相談・申請
② 心身の状況に関する調査
③ 障害支援区分の判定（介護給付費を申請した場合）
④ 勘案事項の調査・サービス利用意向の確認(社会活動や介護者、居住等の状況を確認します)
⑤ 訓練・就労に関する評価（訓練等給付費を申請した場合）
⑥ 支給決定　障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において調査や確認が行われます。

【障害者総合支援認定審査会について】

介護給付費を利用する場合は、障害支援区分認定を受ける必要があります。

障害支援区分は非該当・区分１から区分６（区分６が介護給付の必要度が高い）であり、区分に応じて受けられるサービスが異なります。

【申請に必要なもの】

①申請書　②世帯状況・収入等申告書　③同意書　④障害者手帳等　⑤印鑑
⑥マイナンバーがわかるもの…通知カード、個人番号カードなど　⑦本人確認書類

7　地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業

申請：社会福祉課・行政局市民係

在宅の重度障害（児）者の日常生活のために、障害の種別や程度に応じて用具の給付または貸与をします。給付等を受けるためには事前の申請が必要となります。

【対象者】

日常生活用具を必要とする障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を所持する方および障害者総合支援法による難病等の方

【用具の種類】

障害の種類および程度により用具の種類が決まっています。また用具の種類ごとに限度額、耐用年数が決まっています。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子(障害児に限る)、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、Ｔ字状・棒のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器(１世帯２台まで)、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計、動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、発動発電機（医療機器に適合した発電機に限る）
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター､視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置（ファックスなど）、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、埋込型人工喉頭用人工鼻、気管孔フィルター、点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ装具(消化器系・尿路系)、収尿器、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具	住宅改修費（原則１回のみ）

【費用負担】

自己負担額は 原則１割ですが、所得に応じ負担上限額が設けられています。

【申請に必要なもの】

①申請書　②見積書（カタログ等添付）③同意書　④障害者手帳等　⑤印鑑
⑥写真（日時入り、住宅改修費の場合）⑦図面等（住宅改修費の場合）

注意事項

・18歳未満の方は、品目等が異なります。
・65歳以上の介護保険第一号被保険者の方と特定疾病40歳から64歳の第二号被保険者の方は、介護保険制度による支給が優先される品目があります。
・耐用年数を経過していない同種目を希望される場合は、原則として給付ができません。
・給付後に要する維持管理や修理等に関する費用は、本人負担です。
・自己購入された用具の代金などは、補助の対象になりません。
・入院中の方は対象とならない品目があります。

【オストメイト対応トイレについて】

ストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設された方は『 オストメイト 』と呼ばれており、「オストメイト対応トイレ」は、ストーマ装具の便や尿の処理を容易にするための設備が備わっています。

市内では、オストメイト対応トイレが田村市役所、船引公民館、あぶくま洞、総合体育館に設置されており、分かりやすいよう入口にオストメイトマークが表示してあります。



移動支援事業

申請：社会福祉課・行政局市民係

屋外での移動が困難な障害（児）者の方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促進します。

事前に申請が必要です。また、利用する前に市に登録しているサービス事業所と契約する必要があります。

【対象者】

視覚障害（児）者、全身性障害（児）者、知的障害（児）者、精神障害（児）者、障害者総合支援法による難病等の方（366疾病）で外出時の移動の支援が必要と認められた方（重度訪問介護、行動援護、同行援護のサービス利用者は対象となりません）

【利用できる外出】

原則として一日の範囲内で用務を終える、下記の外出が対象となります。

・金融機関を利用するなど社会生活上必要不可欠な外出。
・買物や市の催しに参加するなど、余暇活動等の社会参加のための外出。

【利用できない外出】

・通勤、営業などの経済活動に係る外出
・ギャンブルや飲酒を目的とし、社会通念上適当でないと認められる外出。
・募金、宗教、政治活動など特定の利益を目的とする団体活動のための外出。
・通学、通所、通勤など通年かつ長期にわたる外出。
（このうち通学・障害者施設への通所のための利用については、保護者の出産、病気などやむを得ない事情で一時的に必要な場合は除きます）

【費用負担】

自己負担額は 原則１割ですが、所得に応じ負担上限額が設けられています。

【申請に必要なもの】

①申請書　②世帯状況・収入等申告書　③同意書　④障害者手帳等　⑤印鑑

訪問入浴サービス事業

申請：社会福祉課・行政局市民係

在宅の身体障害（児）者の生活を支援するため、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

【対象者】

寝たきりなどにより、他の制度での入浴が困難な在宅の身体障害（児）者で、医師の診断による入浴許可がある方

【費用負担】

自己負担額は原則１割ですが、市民税が非課税世帯の場合、自己負担はありません。

【申請に必要なもの】

①申請書　②医師の意見書　③身体障害者手帳　④印鑑

意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣）

申請：社会福祉課・行政局市民係

聴覚障害者等の日常生活・社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、意思疎通支援者の派遣を行います。

【対象者】

市内に居住する聴覚障害者および音声・言語機能障害者等

【利用できる用件】

公的機関・保育所や学校などでの通訳、病院等での診察、行政区等での重要な会議、障害者団体の主催行事などに行く場合。

【利用できない用件】

・宗教、政治に関すること（宗教関係の集会等）
・営利活動に関すること
・私的事項に関すること（個人的な習いごと等）

【費用負担】

原則無料

【申し込み方法】窓口またはファックス等で意思疎通支援者の派遣申請をしてください。

手話奉仕員養成講座

申請：社会福祉課

聴覚障害者の「ことば」である「手話」を習得するため、手話奉仕員養成講座を開催しています。日程など詳細な内容については、上記までお問合せください。

【受講料】

無料（テキスト代実費）

【受講方法】

初回の講座開催前に、市政だより等で受講者を募集します。

手話教室

申請：社会福祉課・行政局市民係

聴覚障害者と手話通訳者が講師となって、学校や職場等に訪問します。聴覚障害者の体験談やコミュニケーションをとるための手話を学びながら、障害を持つ方への理解促進を図ります。

【対象者】

市内の団体等が開催する集会、会合等で参加者が5名以上のもの

・小中学校、高等学校等
・幼稚園、保育所等の未就学児童施設
・医療機関、各種福祉施設
・一般企業
・行政機関
・町内会等の地域活動団体

【受講料】無料

【時間】2時間程度

【申し込み方法】窓口または電話・ファックス等で講師の派遣申請をしてください。

日中一時支援事業

申請：社会福祉課・行政局市民係

障害（児）者の日中における活動の場を確保することにより、日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

事前に申請が必要です。また、利用する前に市に登録しているサービス事業所と契約する必要があります。

【対象者】

身体障害（児）者、知的障害（児）者、精神障害（児）者、障害者総合支援法による難病等の方（366疾病）で日中において一時的に見守り等の支援が必要と認められた方(18歳以上の場合は手帳所持者に限る)

【費用負担】

自己負担額は 原則1割ですが、所得に応じ負担上限額が設けられています。

【申請に必要なもの】

①申請書　②世帯状況・収入等申告書　③同意書　④障害者手帳等　⑤印鑑

更生訓練費給付事業

申請：社会福祉課・行政局市民係

施設等に入所している方に、社会復帰の促進を図るため更生訓練費を支給します。

【対象者】

就労移行支援事業所または自立訓練事業を利用している方および身体障害者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている方で、利用者負担額が生じない方。

自動車運転免許取得費助成事業

申請：社会福祉課・行政局市民係

就労等社会参加のために自動車運転免許を取得する障害者の方に、取得経費の一部を助成します。自動車学校への入校前に計画書の提出が必要なため、事前にご相談ください。

【対象者】

市内に居住する下肢障害者（体幹機能障害により歩行困難な方を含みます）および聴覚障害者

【助成額】

自動車運転免許取得に直接要する経費の１／２の額（限度額　100,000円）

【入校前に必要なもの】

①身体障害者自動車運転免許取得計画書　②身体障害者手帳　③印鑑

【免許取得後、補助金交付申請に必要なもの】

①申請書　②身体障害者自動車運転免許取得事業費内訳　③身体障害者自動車運転免許取得事業実績報告書　④自動車運転免許証の写し　⑤領収書の写し　⑥印鑑

自動車改造費助成事業

申請：社会福祉課・行政局市民係

重度の身体障害者が就労などの目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル・ハンドルへ旋回装置などの取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。改造する前に申請が必要です。

【対象者】

市内に居住する身体障害者手帳１級または２級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある方

【支給要件】

障害のある方本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が基準額を超えていないこと

【助成額】

自動車改造に要する必要経費の額（限度額　100,000円）

【改造前に必要なもの】

①身体障害者自動車改造費補助金交付申請書　②身体障害者自動車改造計画書
③運転免許証の写し　④見積書（改造費用が明確なもの）⑤印鑑

【改造後に必要なもの】

①身体障害者自動車改造事業実績報告書　②身体障害者自動車改造実績書
③自動車検査証の写し　④領収証の写し　⑤印鑑

成年後見制度利用支援事業

申請：社会福祉課・行政局市民係

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な、知的障害者または精神障害者で、障害サービスを利用する方に対し、申し立てに要する経費（登記手数料・鑑定料等）の全部、または一部を補助します。

8　税制上の優遇制度

自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

〔普通乗用車〕問合せ：県中地方振興局県税部　024-935-1261

〔軽自動車〕問合せ：税務課・行政局市民係

障害のある方のために使用される自動車の「自動車税」について一定の要件に該当する場合は、全額または月割り相当額（軽自動車は対象外）が免除されます。

1　減免の対象となる障害の範囲

【身体障害者の方（身体障害者手帳）】　〔●印：減免対象〕

区　分		減免の対象となる範囲											
		身体障害者の方が自ら運転する場合						生計を一にまたは常時介護する方が運転する場合					
(障害の等級)		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
視覚障害		●	●	●	●			●	●	●	●		
聴覚障害			●	●					●	●			
平衡機能障害				●						●			
音声機能(喉頭摘出者)				●									
上肢不自由		●	●					●	●				
下肢不自由		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
体幹不自由		●	●	●		●		●	●	●			
脳原性障害	上肢機能障害	●	●					●	●				
	移動機能障害	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
内部機能障害(※1)		●		●	●			●		●	●		
肝臓機能障害		●	●	●	●			●	●	●	●		
免疫機能障害		●	●	●	●			●	●	●	●		

内部機能障害(※1)：心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸障害

【知的障害者の方】

区　分	減免の対象となる範囲
	知的障害者本人、知的障害者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合
療育手帳	A（重度）

【精神障害者の方】

区　分	減免の対象となる範囲
	精神障害者本人、精神障害者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神通院医療受給者に限る）

２　減免の対象となる自動車の条件

減免対象は、障害のある方１人につき１台の自家用車（軽自動車を含む）に限ります。事業用の車は該当しません。

区　　分		所有者	運転者	使用目的
身体障害者	18歳以上	本人	本人	特に問わない
			生計同一者(注)	障害のある方の通学、通院、通所または生業のために専ら使用する
	18歳未満	本人または生計同一者	生計同一者	
知的障害者		本人または生計同一者	本人	特に問わない
			生計同一者	障害のある方の通学、通院、通所または生業のために専ら使用する
精神障害者		本人または生計同一者	本人	特に問わない
			生計同一者	障害のある方の通学、通院、通所または生業のために専ら使用する

(注)

① 生計同一者とは、日常生活を共通にしている同居の親族の方で、障害がある方のために自動車を継続的に運転する方です。住民票上別世帯であっても、同一家屋に居住する親族（二世帯住宅）については、実態を確認した上で同居等の扱いとし、生計を一にする方とする場合があります。

② 運転者が生計同一者でない常時介護される方の場合、使用目的は障害のある方の通学、通院、通所または生業のために１年以上継続して週３日以上使用する場合に限られます。

３　減免に必要な書類

種　別	必要なもの	申　請　先
自動車税種別割 自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	①障害者手帳　②免許証（両面の写し可）③車検証 ④ 障害のある方の世帯全員の住民票 (生計同一者が運転する場合) ⑤ 常時介護証明書 (常時介護者が運転する場合)	県中地方振興局県税部 (郡山市麓山１丁目１－１) 024-935-1261
軽自動車税種別割	① 障害者手帳　②免許証　③印鑑 ④納税通知書（納付書）	税務課・行政局市民係

(1)障害のある方の世帯全員の住民票について

住民票は世帯主との続柄が記載されているもので、有効期間は発行日から2か月です。

障害のある方と運転者が世帯分離している場合は、それぞれの世帯全員の住民票が必要です。

【住民票の発行場所】

市民課・各行政局市民係・窓口申請端末機（市役所本庁舎）

コンビニ（利用者証明電子証明書が格納されたマイナンバーカードが必要）

(2)常時介護証明書について

常時介護証明書の発行に必要な書類については、社会福祉課または各行政局市民係へお問い合わせください。証明書の有効期間は、発行日から２か月間です。

４　生計を一にする別居の家族が運転する場合

障害者と生計を一にする、別居の家族が当該障害者のために運転する場合で下記の必要書類等により生計を一にしていることが確認できる場合は生計同一とみなし、減免の対象になります。

	必要なもの
①続柄を証明する書類	・戸籍謄本原本 ・住民票謄本原本 ※発行日から2か月以内のもの
②生計を一にすることを証明する書類	・扶養関係の記載及び税務署の受理印がある確定申告書の写し （電子申告の場合、受信通知の写し要添付） ・扶養関係の記載がある源泉徴収票の写し ・扶養関係の記載がある健康保険証の写し ・給与支払者の印がある扶養控除等移動申告書の写し など
③障害者のために運転する申し立て	・減免申請書兼申立書

所得税・住民税の控除

申　請：年末調整・確定申告時に申告
〔所得税〕問合せ：郡山税務署　024-932-2041
〔住民税〕問合せ：税務課・行政局市民係

納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

控　除　の　種　類	所得税	住民税
①　障害者控除 （納税義務者本人、または控除対象配偶者･扶養親族が身体障害者手帳３～６級、療育手帳B、精神保健福祉手帳２・３級の場合）	27万円	26万円
②　特別障害者控除 （納税義務者本人、または控除対象配偶者・扶養親族が身体障害者手帳１～２級、療育手帳A、精神保健福祉手帳１級、ねたきり老人の場合)	40万円	30万円
③　同居特別障害者控除は、②に加算される。 （特別障害者控除の対象となる配偶者、または扶養親族を同居し扶養している場合）	35万円	23万円

④ 医療費控除（※手帳の所持は必要ありません）

(1)おむつ費用の控除

【対象者】

・傷病によりおおむね６か月以上ねたきり状態にあると認められる方でかつ医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる場合。

【証明書】

・医師作成の「おむつ使用証明書」が必要です。

(2)ストーマ装具費用の控除

【対象者】

・人工肛門、または尿路変更のストーマをもつ人が､治療上､ストーマ装具を消耗品として使用することが必要不可欠と医師が認めた場合。

【証明書】

・医師作成の「ストーマ装具使用証明書」が必要です。

9　年 金

障害基礎年金　　申請：市民課

国民年金加入中に初診日がある病気やケガで一定の障害状態になった場合、支給要件を満たしていれば障害基礎年金を受けることができます。

また、20 歳前の病気やケガで障害状態になった場合でも、20 歳以降に障害基礎年金を受給（所得制限あり）できます。

【受給要件】

以下の全てに該当した場合、受給できます。

① 国民年金に加入している方（もしくは、国民年金に加入していた 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住所のある方）

② 初診日から１年６か月を経過した日（その期間内に症状が固定した場合はその日、ともに「障害認定日」という）に国民年金法施行令で定める１・２級の障害に該当する方

③ 初診日の属する月の前々月において、保険料の納付要件を満たしている方

※65 歳以降に初診日がある病気やケガでの障害は該当しません。

障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）　　問合せ：郡山年金事務所 024-932-3434

厚生年金加入中に初診日がある病気やケガで一定の障害状態になった場合、支給要件を満たしていれば障害厚生年金が受けられます。障害厚生年金の障害程度は３級まであり、それよりも軽い障害が残ったときは、障害手当金が支給されます。

障害厚生年金の１級または２級の障害に認定された場合は、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

【受給要件】

以下の全てに該当した場合受給できます。

① 病気やケガの初診日が厚生年金加入中であること

② 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること

特別障害給付金　　問合せ：郡山年金事務所 024-932-3434
申　請：市民課

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害のある方を対象とした特別な福祉的措置として、特別障害給付金が支給されます。

【対象者（特定障害）】

下記に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金１級または２級相当の障害に該当するものとして認定を受けた方。

① 平成３年３月以前の国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和 61 年３月以前の国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金、共済年金等の加入者）の配偶者

【支給額（令和４年度）】

・１級　　月額　５２，３００円（２級の 1.25 倍）

・２級　　月額　４１，８４０円

支給額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年度自動的に見直しされます。

傷病補償年金・傷病年金（労働者災害補償保険）

問合せ：郡山労働基準監督署 024-922-1370

業務上の理由または通勤により負傷または疾病にかかった労働者が、療養開始後１年６か月を経過した日において、次のいずれかにも該当することになったときに支給されます。

① その負傷または疾病が治っていない

② その負傷または疾病による障害の程度が疾病等級に該当する

障害補償給付・障害給付（労働者災害補償保険）

問合せ：郡山労働基準監督署 024-922-1370

業務上の災害によるケガや病気が治ったものの、身体に一定の障害が残ってしまった場合に支給されるものが障害補償給付です。なお、通勤災害の場合は、障害給付といいます。

この障害補償給付・障害給付は、その障害による収入の減額を補填する目的として支給されるもので、障害の程度によって、一時金または年金として支給されます。

障害等級１級から７級に該当するときは障害補償年金（障害年金）、障害等級８級から 14 級に該当するときは障害補償一時金（障害一時金）となります。

介護補償給付・介護給付（労働者災害補償保険）

問合せ：郡山労働基準監督署 024-922-1370

業務災害または通勤災害により被災し、障害の程度が重度のため、常時介護または随時介護を受けている方に対して、その介護費用の実費補填として支給されます。

１０　各種減免・割引など

有料道路通行料金割引

申請：社会福祉課・行政局市民係
問合せ：ＮＥＸＣＯ東日本お客様サービスセンター0570-024-024

身体障害者の方が自ら運転する場合、または重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害のある方本人以外の方が運転する場合に割引の対象となります。

【割引対象の要件】

車の運転者	割引の対象となる条件
障害のある方本人	身体障害者手帳を所持していること
障害のある方本人以外の方が運転し、障害のある人が同乗する場合	身体障害者手帳または療育手帳に第１種と記載があること

【対象となる自動車】

障害のある方、または家族・親族が所有する「自家用車」で、障害のある方一人につき１台となります。（法人の所有や営業用車、および軽トラックは対象外です）

【申請に必要なもの】

①身体障害者手帳または療育手帳　②車検証　③運転免許証
④割賦購入やリースのときはその契約書
⑤障害のある方本人名義のＥＴＣカード（ＥＴＣを利用する場合）
⑥ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書（ＥＴＣを利用する場合）

【ＥＴＣの利用ができるまでの流れ】

①「有料道路障害者割引申請書兼ＥＴＣ利用申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請窓口へ提出します。
②申請書等の内容を確認した後、「ＥＴＣ利用対象者証明書」を交付しますので、専用の封筒を使用し、郵便ポストへ投函してください。
③後日、有料道路ＥＴＣ割引登録係からＥＴＣの利用開始日が通知されます。

【利用方法】

・ＥＴＣを利用する場合：事前に登録したＥＴＣカードを車載器に挿入し通行してください。
・ＥＴＣを利用しない場合：料金所係員に手帳を提示してください。

【有効期間】

・申請日から、申請者である障害者の２回目の誕生日まで
・更新申請の場合は、３回目の誕生日まで（更新申請は有効期限の２か月前からできます）

携帯電話割引

問合せ：各携帯電話会社の店頭窓口

携帯電話会社ごとに障害者手帳所持者対する割引サービスがあります。会社によりサービス内容が異なりますので、詳細については各社店頭窓口等でご確認ください。

ＮＨＫ放送受信料の免除

問合せ：ＮＨＫ福島放送局営業部 024-526-4623
申　請：社会福祉課・行政局市民係

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合、放送受信料の全額または半額が免除されます。

【全額免除】

身体障害者または知的障害者もしくは精神障害者のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

【半額免除】

① 受信契約者が、身体障害者手帳（視覚・聴覚障害）を所持している方で世帯主の場合
② 受信契約者が、重度の身体障害者（身体障害者手帳１級または２級）の方で世帯主の場合
③ 受信契約者が、重度の知的障害者の方で世帯主の場合
④ 受信契約者が、重度の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳１級）の方で世帯主の場合

【申請手続き】

① 放送受信料免除申請書に必要事項を記入し、社会福祉課または行政局市民係で免除事由の証明を受けてください。
② 証明を受けた申請書をＮＨＫに提出（郵送）してください。
③ ＮＨＫで免除事由の確認後、受理通知書が送られます。

【免除事由の証明に必要なもの】

①申請書　②障害者手帳等　③印鑑（必ず必要）

タクシー運賃割引

問合せ：各タクシー会社

身体障害者、知的障害者がハイヤータクシー協同組合加盟のタクシーを利用する際に割引になります。乗車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

【割引率】　**１割引**

バス運賃割引

問合せ：福島交通 024-533-2132

福島交通の路線バスを利用する際に、運賃が割引になります。料金支払時に障害者手帳を提示してください。

【本人と介護者一人の運賃割引（福島交通を利用する場合）】

手帳の種類	対象者	運賃割引	定期運賃
身体障害者手帳	本人と介護者	５割引	３割引
療育手帳	本人と介護者		
精神障害者保健福祉手帳	本人と介護者		

※観光路線バスは、路線ごとに割引対象者が異なる場合がありますので、上記までお問い合わせください。

※ほかのバス会社の割引制度については、それぞれのバス会社へ直接ご確認ください。

ＪＲ旅客運賃割引

問合せ：ＪＲ東日本福島 050-2016-1600

ＪＲ線を利用する場合、運賃が割引になります。乗車券購入時に障害者手帳を窓口に提示してください。

【対象者】

身体障害者手帳または療育手帳を所持している方（障害者手帳の第１種・第２種の表記により割引率や条件が異なります）

【割引の内訳】

対象者	対象乗車券	割引率	割引条件
第１種障害者とその介護者が乗車	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	５割引	私鉄線等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 回数乗車券はＪＲ線区間単独となります。
第１種障害者とその介護者または12歳未満の障害者とその介護者が乗車	定期乗車券 (小児を除く)	５割引	私鉄線等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃は割引されません。
第１種、第２種障害者が単独で乗車	普通乗車券	５割引	片道100㎞を超える場合（私鉄線等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。）

・ＪＲ線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、１枚で購入できる範囲が定められています。

・障害のある方と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券を購入することになります。

国内航空運賃割引

問合せ：各航空会社支店・営業所および代理店

航空券購入時に身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を提示してください。割引率は各航空会社により異なります。

【対象者】

身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持している12歳以上の方

【割引内容】

手帳の交付を受けている本人および介護者１名まで割引対象となります。

公共施設等の利用料等の減免

問合せ：各対象施設

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、公共施設等の利用料が減免となる場合があります。利用方法等詳細につきましては、施設ごとに異なりますので、直接利用したい施設へお問い合わせください。

市内では、次の施設の使用料等が減免されます。

施設名	所在地	問合せ	減免内容
あぶくま洞	滝根町菅谷字東釜山１番地	78-2125	入洞料　300 円割引
入水鍾乳洞	滝根町菅谷字大六 168	78-3393	入洞料　200 円割引

１１　その他

おもいやり駐車場利用制度

申　請：社会福祉課・行政局市民係
県中保健福祉事務所

障害のある方や高齢者、妊産婦などの歩行が困難な方が車の乗り降りをしやすくするために、制度に協力している店舗や施設などの駐車場には、制度に対応している駐車場であることを示すステッカーが掲示されています。

「おもいやり駐車場」を利用するためには、利用証の交付を受ける必要があります。





【利用対象者】

交付基準				申請に必要なもの
区分			対象等級	
身体障害者	視覚障害		４級以上	身体障害者手帳
	平衡機能障害		５級以上	
	肢体不自由	上 肢	２級以上	
		下 肢	６級以上	
		体 幹	５級以上	
	脳原生の運動機能障害	上肢機能	２級以上	
		移動機能	６級以上	
	心臓機能障害		４級以上	
	じん臓機能障害		４級以上	
	呼吸器機能障害		４級以上	
	ぼうこう・直腸機能障害		４級以上	
	小腸機能障害		４級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害		４級以上	
	肝臓機能障害		４級以上	
知的障害者			Ａ（最重度・重度）	療育手帳
精神障害者			１級	精神障害者福祉手帳
要支援高齢者等			要支援１以上	介護保険被保険者証
難病患者			指定難病医療費受給者	指定難病医療費受給者証
			特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証
			小児慢性特定疾病医療費受給者	小児慢性特定疾病医療費受給者証
妊産婦　（妊娠７カ月～産後３カ月）				母子健康手帳、身分証明書
けがまたは病気の者（車いす、つえ等使用期間）			最長 24 カ月	医師の診断を記載した書面、身分証明書

【申請方法】

社会福祉課か県中保健福祉事務所窓口に直接提出または郵送してください。

【申請に必要なもの】
① おもいやり駐車場利用証交付申請書（社会福祉課・行政局市民係窓口から入手できます）
② 確認書類（申請に必要なもののコピー）
③ 120 円切手（社会福祉課・行政局へ提出する場合）
④ 送付用封筒（社会福祉課・行政局市民係窓口に備えています）
⑤ 身分証明書（代理申請の場合）

【有効期間】
・障害のある方、要支援高齢者、難病患者･･･無期限
・妊産婦･･･妊娠７か月から産後３か月まで
・けが人･･･車いす、つえなどの使用期間

ヘルプマーク

問合せ：社会福祉課・行政局市民係

ヘルプマークは義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、知的・精神障害または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

【対象者】
市内に居住する方、または市が援護を実施する方であって、ヘルプマークを提示することにより、援助を必要としていることの周知を希望する方



【配布場所】
田村市役所社会福祉課または各行政局市民係

【費用】
無償で配布しています。

電話リレーサービス

問合せ：総務省(電気通信消費者相談センター)　03-5253-5900

聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24 時間 365 日電話で双方向につなぐサービスです。緊急通報や病院への連絡、家族や友人との会話などさまざまなシーンで利用することができます。

【対象者】

聴覚や発話に困難のある方

【申込み】

日本財団電話リレーサービスのホームページから事前に利用登録が必要です。

・ホームページアドレス　https://nftrs.or.jp
・電　話　03-6275-0910
・ＦＡＸ　03-6275-0913

【費用負担】

電話リレーサービス利用のお客さまサポート(カスタマーセンター)にお問い合わせください。

・電　話　03-6275-0912
・ＦＡＸ　03-6275-0913
・メール　ホームページのメールフォームから
・手話・文字チャット　ホームページからアクセス
　対応時間：9 時 30 分から 18 時(年末年始は休み)

緊急通報システム

申請：高齢福祉課・行政局市民係

火災等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、ボタンを押せば緊急連絡ができる通報装置を設置します。

【対象者】

一人暮らしの重度身体障害者　※３人以上の緊急通報協力員が必要です。

【サービス内容】

①週１回市の委託を受けた業者から安否確認の電話があります。
②家庭内での急病や事故などの場合にボタンを押すことで緊急連絡ができる通報装置を貸与します。
③市の委託業者は、緊急連絡があった場合、その状況によって救急車や協力員の出動などを要請します。

【費用負担】

・前年の所得税課税年額に応じて利用者負担額がかかります。
・基本料金、通話料金および維持管理等に関する費用は利用者負担となります。

無料電話番号案内（ＮＴＴ104・ふれあい案内）

問合せ：ＮＴＴ東日本 0120-104-174

電話帳の利用が困難な視覚・上肢等に障害のある方、知的障害、精神障害のある方を対象に番号案内料を無料とする「ふれあい案内」が提供されています。

【対象者】

・視覚障害（身体障害者手帳１～６級の方）
・聴覚障害（身体障害者手帳 2～6級の方）
・音声、言語、そしゃく機能障害（身体障害者手帳3～4級の方）
・上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
（身体障害者手帳１～２級の方）
・知的障害（療育手帳を所持している方）
・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している方）

【申込み】

ふれあい案内事務局へご連絡ください
・電　話　0120-104-174
・ＦＡＸ　0120-104-134

生活福祉資金の貸付

問合せ：田村市社会福祉協議会 0247-68-3434

他の貸付制度が利用できない障害者世帯等の生活の安定等のための生活福祉資金の貸付制度です。貸付上限額や必要書類等は、資金種類により異なりますので、詳細は上記へお問い合わせください。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯または障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯で１か月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の２倍以下の世帯

【対象資金の種類および使途】

種類	資金使途
福祉資金福祉費（日常生活上、自立した生活を送るために一時的に必要であると見込まれる費用のための貸付）	① 生業を営むために必要な経費
	② 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費
	③ 住宅の増改築、補修および公営住宅の譲り受けに必要な経費
	④ 福祉用具等の購入に必要な経費
	⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費
	⑥ 中国在留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
	⑦ 負傷または疾病の療養にかかる必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費

	⑧ 介護サービス障害者サービスを受けるために必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費
	⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
	⑩ 冠婚葬祭に必要な経費
	⑪ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
	⑫ 就職、技能習得等の支度に必要な経費
	⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費
福祉資金緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難になったときのための貸付）	① 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要な時
	② 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要な時
	③ 火災等被災によって生活費が必要な時
	④ その他これらと同等のやむを得ない事由による時

国際シンボルマーク

問合せ：日本障害者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ協会 03-5273-0601



障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障害をもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969 年に国際リハビリテーション協会により採択されました。

当協会は日本におけるこのマークの使用管理を委ねられており、このマークの正しい理解と普及に努めています。

身体障害者標識（身体障害者マーク）

問合せ：福島県交通安全協会 024-591-5038

肢体不自由を理由に免許に条件を付されている方は、自動車運転の際にこの標識をつけて運転するよう努めなければなりません。

この標識を表示した車両に対して幅寄せや割り込みをしてはならないことになっています。

【表示対象自動車】

普通自動車（軽自動車も含む）です。



【表示位置】

車体の前面と後面の両方に、地上 0.4ｍ以上 1.2ｍ以下の見やすい位置に表示してください。

【購入方法】

運転免許試験場内の売店で販売しています。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

問合せ：福島県交通安全協会 024-591-5038

政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている方は、自動車運転の際にこの標識をつけて運転しなければなりません。

この標識を表示した車両に対して幅寄せや割り込みをしてはならないことになっています。

【表示義務】

表示しない場合、道路交通法違反になります。反則金　4,000 円、行政処分点数　1 点

【表示対象自動車】

普通自動車（軽自動車も含む）です。



【表示位置】

車体の前面と後面の両方に、地上 0.4ｍ以上 1.2ｍ以下の見やすい位置に表示してください。

【購入方法】

運転免許試験場内の売店で販売しています。

身体障害者補助犬（ほじょ犬マーク）

申請：社会福祉課

重度の身体障害者の方に、自立と社会参加を目的として、身体障害者補助犬が貸与される制度です。

【対象者】

視覚障害、肢体不自由または聴覚障害により、日常生活に著しい障害がある 18 歳以上の身体障害者で、補助犬を使用することにより、就労等社会活動への参加に効果があると認められる方

【申請に必要なもの】

①補助犬貸与申請書　②補助犬飼育承諾書　③住民票



【候補者の選考】

市に提出された申請書は、県に送られて面接等により必要な調査が行われたのち貸与候補者が選考されます。

【貸与の決定】

候補者は所定の施設で訓練を受け、貸与できることが確認されてから貸与の決定が行われます。

【身体障害者ほじょ犬マーク】

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。

詳しくは、社会福祉課・各行政局市民係にお気軽にお問い合わせください。

田村市役所	保健福祉部	社会福祉課	電話 ８１－２２７３	FAX ８２-６００３
	滝根行政局	市民係	電話 ７８－２１１１	FAX ７８-３７１０
	大越行政局	市民係	電話 ７９－２１１１	FAX ７９-２１１５
	都路行政局	市民係	電話 ７５－２１１１	FAX ７５-２８４４
	常葉行政局	市民係	電話 ７７－２１１１	FAX ７７-２１１５